

## 広島県告示第六百八十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾鯉崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年十二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年九月一日

鯉崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾鯉崎港放置等禁止区域

#### 1 大田矢弓地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「脇ノ浦」（北緯三四度一五分一〇秒五四〇六、東経一三二度五四分〇八秒七四一六、標高二七・七四メートル）

基点一 基準点から三三度四四分〇七秒の方向四八七・二三メートルの点

基点二 基点一から三三七度五二分三〇秒の方向四八・八七メートルの点

基点三 基点二から一度五六分一九秒の方向三四八・三八メートルの点

基点四 基点三から二九度一七分〇八秒の方向六三・〇〇メートルの点

基点五 基点四から七度三七分五七秒の方向一三六・三〇メートルの点

基点六 基点五から二九度四六分三八秒の方向八〇・四五メートルの点

#### 2 東野盛谷古江地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を南側の水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「盛谷」（北緯三四度一六分一七秒九一四七、東経一三二度五四分五七秒五二五二、標高三・二四メートル）

基点一 基準点から三五二度五六分五九秒の方向一六八・二五メートルの点

基点二 基点一から三四九度四六分二八秒の方向三〇・四三メートルの点

基点三 基点二から二六度二六分五三秒の方向三〇・八〇メートルの点

基点四 基点三から四一度一四分四四秒の方向三七九・五二メートルの点

基点五 基準点から二七度一五分四六秒の方向六五〇・二〇メートルの点

3 垂水港地区  
基点六 基点五から一二一度五三分三八秒の方向一三六・七五メートルの点

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「古社谷」(北緯三四度一六分

三六秒四六九二、東経一三二度五五分一五秒八五八一、標高二・九八メートル)

基点一 基準点から四一度五六分一秒の方向五一・八六メートルの点

基点二 基点一から三五三度三三分一八秒の方向五一・八七メートルの点

基点三 基点二から四六度一八分〇五秒の方向六九・三六メートルの点

基点四 基点三から八四度一八分〇三秒の方向三〇・〇〇メートルの点

4 鮎崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「鮎崎」(北緯三四度一七分〇

〇秒〇〇〇八、東経一三二度五五分五三秒〇一八五、標高八〇・〇二メートル)

基点一 基準点から七二度〇七分〇九秒の方向二一六・五四メートルの点

基点二 基点一から一二六度一三分四六秒の方向五四四・四六メートルの点

基点三 基点二から一三四度〇八分四八秒の方向二九六・一二メートルの点

基点四 基点三から一八三度五九分五九秒の方向七九・二二メートルの点

二 地方港湾鮎崎港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物